

No.22-23 合併号

2003年8月発行

淀川水系 流域委員会 琵琶湖部会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

CONTENTS

- 第22回琵琶湖部会の内容.....P.1
- 第23回琵琶湖部会の内容.....P.7
- 第22・23回琵琶湖部会の資料より抜粋.....P.12
- これまで開催された会議等について.....P.19
- 琵琶湖部会 委員リスト.....P.20
- 配布資料リスト.....P.21
- 配付資料及び提言の閲覧・入手方法・ご意見受付.....P.22

平成15年5月19日(月)、第22回琵琶湖部会
平成15年6月10日(火)、第23回琵琶湖部会が開かれました。



【大津プリンスホテルにて】

第22回琵琶湖部会の内容

委員会、他部会の状況報告が行われたあと、「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」をもとに、琵琶湖部会に関連する部分について、意見交換が行われました。

第22回琵琶湖部会結果概要(暫定版)

庶務作成

開催日時：2003年5月19日(月) 12:30～16:00

場所：大津プリンスホテル コンベンションホール「淡海6」

参加者数：委員14名、河川管理者15名、一般傍聴者117名

1 決定事項

- ・5月25日(日)開催の一般意見聴取試行の会は部会の活動として行われることが確認された。
- ・5月末までに、各委員は淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)(以下、説明資料(第1稿))および具体的な整備内容シート(第1稿)(以下、整備内容シート(第1稿))の琵琶湖部会に関連する部分についての具体的な意見、提案等を庶務に提出する。

2 審議の概要

委員会、他部会の状況報告

資料1「委員会および各部会の状況(提言とりまとめ以降)」をもとに報告が行われた。

「説明資料(第1稿)」および「具体的な整備内容シート(第1稿)」についてテーマ別部会での検討を参考にしての意見交換

- 資料2-2「テーマ別部会の状況報告(開催状況、主な意見等)」をもとに、テーマ別部会の審議内容の報告が庶務より行われた後、各部会所属の委員より追加・補足が行われた。意見の内容については、「4 主な意見」を参照。
- 資料2-1「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)(庶務による琵琶湖部会関連箇所へのマーク入り)」をもとに、説明資料(第1稿)と整備内容シート(第1稿)の琵琶湖部会に関連する部分について、部会長より「部会としてこれだけは主張すべき、整備計画としてこの項目は載せるべき、こう書くべき等の点についてできるだけ具体的に意見交換して欲しい」との説明の後、主に資料2-1のP1～6に関して意見交換が行われた。意見交換の内容については、「4 主な意見」を参照。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者1名から、整備計画の内容に沿って議論するのではなく提言の具体化を議論すべき/ダムについて部会で数字を含めた具体的な議論を/瀬田川へ1500m³/s流して下流がもつのか、これだけ流す必要性があるのか。数字についても検討してほしい等の発言があった。

3 今後の予定

次回の第23回琵琶湖部会は6月10日(火)13:30～16:30に開催する。その後の日程として、6月26日(木)、7月9日(水)のそれぞれ13:30～16:30の開催が予定されている。

4 主な意見

説明資料(第1稿)および整備内容シート(第1稿)についての意見交換

i) これまでに開催されたテーマ別部会の議論内容についての追加・補足意見

- ・環境・利用部会については、幅が広すぎて議論の焦点が絞りきれなかった感がある。目標値をどこに設定するかということも今後議論していかなければならない。
- ・利水部会で主に議論されたのは水需要管理のあり方についてだったが、水需要の精査は現在確認中でまだ結果が出ていないこと、また、河川管理者としてできる部分は限られているということで、具体的な議論があまりできていない。
- ・住民参加部会の一番大きな仕事は、住民参加について提言の別冊を提出することで、これは先日の第21回委員会で採択された。説明資料(第1稿)に対する意見交換は、検討すべき骨子について議論がなされた程度である。
住民参加は、治水、環境など全ての項目と関連があり、また、流域の住民との関わりも深く、その実態を踏まえて考えなければならない。住民参加の提言は出たが、これを始まりとして具体的な事例を経験として積み上げていくことが大事であると認識している。
- ・ダムの問題については、テーマ別部会では断片的にしか議論できていない。地域別部会でも、例えば丹生ダムは琵琶湖部会が対象とする地域のダムだが、利水等の面で京阪神地区にも関係しているので、地域を限定した議論はできない。どのように議論するかが課題と思う。淀川部会の対象地域に入っている大戸川ダムと天ヶ瀬ダム再開発は琵琶湖と密接な関連があり、瀬田川洗堰の操作等を含め総合的な議論が必要である。

ii) 説明資料(第1稿)と整備内容シート(第1稿)(琵琶湖部会に関連する部分)についての意見交換
今後の審議の進め方について

- ・琵琶湖部会として「これだけは主張すべき」「整備計画としてこの項目は載せるべき、こう書くべき」等についてできるだけ具体的に意見交換して欲しい。6月中に第一次の議論は終えたい。(部会長)
- ・これまでに委員から文書で出された説明資料(第1稿)に対する意見で、琵琶湖に関連する部分を抽出し、次回の資料にしてもらえば二重に議論せずすむだろう。

「はじめに、河川整備計画の基本的な考え方」の部分について

- ・「検討」には2つのタイプがある。一つは国土交通省、河川法の範囲内で検討か実施か決められることであるが、現段階では何々の検討が必要である、というもの。もう一つは、現存の法律等のため国土交通省だけではできないので他の省庁や自治体との調整が必要なものである。「はじめに」のところでは、このことを明らかにした上で、さらに国土交通省としてはこの方向で調整していきたい、という姿勢まで書いてほしい。琵琶湖自体が直轄区間ではないので、淀川水系を考える時、直轄もそうでないところも含めて考える必要があるが、そ

れをこの「はじめに」のところでもどう表現するか第2稿では考えていただきたい。(部会長)
・この部分のどこかに、行政主導型から住民との協働型の河川整備へ転換するという意思表示を入れてほしい。

住民参加に関する提言の別冊が前回の委員会で承認され、提出されたところなので第2稿以降にはそれを取り入れて欲しい、という意見としてとらえていいか。(部会長)

・3章の2)の最後の2行「河川環境の観点から琵琶湖の水位と水利用との調和を図りつつ、できるだけ保持」だが、「できる範囲内で河川環境との調和をはかる」という表現になっており、提言の「自然が自然を、川が川をつくる」という理念よりも一歩引いた形になっている。もう少し踏み込んだ表現にできないか。

「できるだけ」という言葉については、自然環境の保全が河川法で目的化されているため、そのことを明確に伝える表現にして頂きたい。(部会長)

・琵琶湖については3章の2)で数百万年云々と書かれているが、現在の河川の価値についても、特に都市化の進んだところでは残された自然として今後一層重要になっていく、といった内容を盛り込んでほしい。

・3章の3)の中で「河川環境や生態系に影響」、「ダム建設は～地域社会に大きな影響」とあるが、ここで言う影響とは悪影響を与えたということではないか。その位置づけをはっきりさせるべき。例えば提言では「生物の生育・生息環境の悪化」と明記している。

悪影響という、何を悪とするかという話になる。もちろん悪もあるが悪と判断しきれないこともあるので、ここでは広く「影響」でいいのではないか。

どこに影響を与えたかということも含めて、ここは表現を再考してほしい。(部会長)

・3章の4)では、「あらゆる人間活動が水循環系に変化を与えている」という表現になっているが、あらゆる人間活動というより、下水道政策やアスファルト舗装等の事業のあり方を問うべきではないか。

人間活動を広く捉えれば全て含まれるので、問題はないのではないか。

「計画策定」の項目について

・具体的な整備内容で、5.1.2の「河川レンジャーの活動拠点として～遊水スイスイ館などを試行的に活用」の次の行辺りに、「自治体や住民組織、NPOが既に設置している類似施設の活用を図るとともに、小さな領域(例えば小学校区や公民館)などを単位とした新しい活動拠点を整備することが望まれる」ということを入れてほしい。また、「河川レンジャー」という名称については、それぞれの地域の実情に応じ、地域住民にとってなじみやすいものとする」など、「河川レンジャー」が仮称であることを追記してほしい。さらには「洪水被害ポテンシャル委員会」は「災害に強い地域社会づくり」にするなど、その分野外の人が見て分かる言葉に変えてほしい

河川レンジャーという言葉については二



転三転しており、提言とりまとめの際に「川の守人」などいくつかの候補をあげて議論してきたが、結局河川レンジャーに落ち着いたという経緯があることを理解してほしい。

・5.1.1「計画の進捗チェック、見直しを行う組織として淀川水系流域委員会を」と5.1.2「住民との連携～」の間に、「一般の住民が参加する対話集会あるいは討論会を必要に応じて設置する」ということを明記した方がいいのではないか。また、河川レンジャーへの委託について、特定の人や団体に固定して何でも委託する形はよくないと思う。例えば河川レンジャーは登録制として、事業ごとに仕事を委託するなど、住民団体の間で軋轢が生じないように配慮すべきだ。この部分に関しては住民参加部会などでさらに議論が必要である。

河川レンジャーの役割分担については、どこまで明確になっているのか。

基本的には行政と住民が、これまでやってきたことに基づいてそれぞれの得意分野をすることだと思う。地域には環境教育の実績のある団体もあり、ケースバイケースで役割分担をすべき。環境教育は全て河川レンジャーというように規格を統一すべきではないと考えている。

そういう考え方もあるが、河川レンジャーは少し特殊な、教育された人として捉え、役所と住民の間に立って動いてもらった方がわかりやすいと思う。

河川レンジャーについては、委員会が河川管理者に提出した提言に最低限のところは書いているので確認してほしい。また、もともと日本の地域の自治会には、堤防委員、或いは河川委員などがいて、大雨が降ったら見回るなどしていた。現在ではそのような地域の力が失われているが、住民は必ずしも無力ではない。行政と住民とが協働関係をつくっていくコミュニケーションのプロセスが大事である、というのがこの議論の背景にある。

ある人に行政から権限を与えて、その人が指導するということが本当に住民参加の面から考えて適切かをもっときちんと議論すべき。

この部分については、住民参加部会で討議すべきことであるので、ここでは審議の参考となるような意見を出すに留めてほしい。

「河川環境」の項目について

a) 河川形状

・4.2.1の2行目で「瀬と淵が形成されるなど、多様な形状を持つ河道の復元を図る」という記述があるが、これに対応する具体的な整備内容では瀬や淵のことに触れられていない。瀬や淵が形成されるための整備もあるべきではないか。

瀬と淵のみを対象に整備を実施するというよりは、結果として瀬や淵が創出され得るという考え方で、特にここで項目として挙げてはいい。(河川管理者)

たとえば瀬や淵に関しても、ここは創出すべき、あるいはここはそのまま保全すべきといった意見があれば委員から具体的に提示すればよい。(部会長)

・5.2.1の(2)横断方向の河川形状の修復の実施の項目の中で、地区毎に「実施」と「検討」とに分けて書かれているが、それに関して環境影響調査はどのように進んでいるのか教えてほしい。

「実施」としている事業については、必要な調査はある程度進んでいる。箇所によっては多少の調査を残しているものもあるが、それについては整備内容シート(第1稿)を見て

ほしい。「検討」と書いているものはまだ現地の環境を調べる等の課題が残っているということである。(河川管理者)

- ・整備内容シート(第1稿)の環境-6にあるイメージ図や環境-12に掲載されている野洲川河口部を見ると、河川管理者の「水辺移行帯」は私たちの考えている「水陸移行帯」と違うように思える。「水辺移行帯」をどのようにとらえているのか。

環境-6のイメージ図については、環境・利用部会でも同様の指摘があったが、これについては本来「利用」の項目で載せるべき内容であり、「水辺移行帯」とするにはふさわしくないと考えている。また、環境-12の野洲川は現状の写真であり、今後どのように改善していくか検討が進んでいない状態である。(河川管理者)

野洲川河口部については環境・利用部会でも議論があった。その際、環境-12に書かれているフローチャートは住民参加を含むより精度の高いものをつくる、検討は整備局のみで行うのではなく委員会等をつくって行う、など一つの見本となるようにしてほしいと要望を出しており、河川管理者からもそのような形で進めるとの回答をもらっている。

時間の経過とともに自然が河口を形成していくことも考慮に入れた検討や設計をしてほしい。できるだけ手を加えずに自然の状態を見ていくことも行ってほしい。

また、検討にあたっては、土砂の流出の問題や浜欠けの可能性(予測)なども重要な問題かもしれない。(部会長)

- ・河川の縦方向の修復には、河床の掘削も一つの整備手法として視野に入れてはどうか。伏流水となっている、天井川、粘土質で硬い古琵琶湖層などの要因を考慮すれば滋賀県では有効な手段ではないか。

河床を掘削し盛り上がったところを削ることで、流砂や、魚の遡上や流下の障害の問題も解決される。5.2.1の(3)の2)の下に一つの項目として河床の掘削、整備ということを入れてはどうか。

河床掘削について、治水上の利点はわかるが環境上の利点については検討していなかったので教えてほしい。(河川管理者)

その件については、たとえば両岸にビオトープとなる河畔林を残す、土砂を押し流す力が掘削により大きくなるなど、多数の利点をあげて既にコメントを出しているのでもらいたい。

掘削によって短期の環境破壊や濁りが発生する。長期での長区間での計画を立てた上で総合的に議論する必要がある。

- ・魚類にとっての縦断方向の連続性の回復について、水田の有効性を農水省と連携して検討すべき。既に水田に魚道をつくるという実験的な試みも実際に行われている。
- ・ある程度自然にまかせて「ここはしばらく手を加えない」という整備があってもいいのではないか。(部会長)

b) 水陸移行帯

- ・現在、水陸移行帯は区域毎で考えられているが、生態系を考えると、面積や総延長をいかにして担保するかという方向性が必要。湖岸堤の下にトンネルを設けて魚類などの移動経路を担保するなど実験的に行い、琵琶湖全域で生物が移動できるような構造を考えていかなければならない。

ればならない。

c) 施策の連携について

- ・整備内容を見ると、施策相互間の連携がとれていないように思える。例えば水陸移行帯の冠水には水位操作が大きく影響するため、水位の検討中に水陸移行帯の事業を実施しても、結局は魚の産卵期の夏場にヨシ帯に水がなく、生態的な機能が発揮できないような水陸移行帯となる可能性がある。

水位操作に関して「検討」となっている場合、その検討が全て終わるまで、今「実施」とされている水陸移行帯についても待つべきか等も議論すべき。また、「検討」となっている水陸移行帯や内湖、湿地帯の具体的な箇所について、どのような検討が行われるのかを河川管理者は明示すべきである。(部会長)

- ・5年後に検討を行うのか、10年後なのか等、河川管理者は「検討」の中身をより具体的にしていけるべき。また、各整備の整合性、施策の実施の順番を整理すべきである。

d) 外来種対策

- ・外来種対策には、進入や繁殖のしにくい環境構造の検討も必要。たとえば、琵琶湖・淀川水質保全機構の利用センターでは5cm x 5cmのゲートを設けると大型個体の外来種がほとんど入って来ず、小型個体の在来種が非常に多いことがわかっているが、その研究データをもとに複数の実験プランをつくるなどのやり方が考えられる。

一般傍聴者からの意見聴取：一般傍聴者1名から発言があった。

- ・提言が出た後も下流では工事が進行し環境破壊が続いており、これでは何のために提言が出されたかわからない。整備計画の内容に沿って議論するのではなく、提言に沿って整備局が具体案を出しているのか等、提言の具体化を議論すべきではないか。ダムについてもこの部会で数字を含めたより具体的な議論をしてほしい。1500m³/s流して下流がもつのがこれだけ流す必要があるのか。この数字についても検討してほしい。



以上

説明及び発言内容については、現在確認中であるため、随時変更する可能性があります。なお、議事内容の詳細については「議事録」をご確認下さい。最新の結果概要及び議事録は、ホームページに掲載しております。

第23回琵琶湖部会の内容

委員会、他部会の状況報告が行われたあと、5月25日に開催された琵琶湖部会一般意見聴取試行の会の報告が行われ、その後、「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」および「委員会でのダムに関する説明資料」をもとに意見交換が行われました。

第23回琵琶湖部会結果概要(暫定版)

庶務作成

開催日時：2003年6月10日(火) 13:30~16:40

場所：大津プリンスホテル 2階 コンベンションホール「淡海7」

参加者数：委員14名、河川管理者12名、一般傍聴者92名

1 決定事項

- ・原案に対する部会としての意見とりまとめについては、作業部会を設置し、リーダーを中村委員とする。進め方等については中村委員に一任し、必要な場合には委員間での検討会を開催する(部会後に行われた中村リーダーを中心とする委員の打合せにて、全委員が3つの検討班に分かれて検討を進めることが決まった)。
- ・部会委員の有志が5/25に開催した一般意見聴取試行の会に続いて企画している試行の会(資料2-2参照)は、部会が認める会として開催する方向で進める。
- ・次回部会は7月9日(水)13:30~16:00に開催する。予定していた6月26日(木)は、部会としては開催せず、必要に応じて検討会を開催する。

2 審議の概要

委員会、他部会の状況報告

資料1「委員会および各部会の状況(提言とりまとめ以降)」をもとに報告が行われた。

5/25に開催された琵琶湖部会一般意見聴取試行の会の報告

資料2-1「琵琶湖部会一般意見聴取試行の会(5/25)の報告」をもとに報告が行われた。主な意見は「3 主な意見」の通り。

「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)(以下、説明資料(第1稿))」「具体的な整備内容シート(第1稿)」および「4/21および5/16委員会でのダムに関する説明資料」に関する意見交換

資料3-1「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)(庶務による琵琶湖部会関連箇所へのマーク入り)」、資料3-2「今後の琵琶湖部会における検討について」、資料3-4「説明資料(第1稿)および具体的な整備内容シート(第1稿)の琵琶湖部会に関連する部分についての具体的な意見、提案等」をもとに、意見交換が行われた。主な意見は「3 主な意見」の通り。

今後の進め方について

<一般意見聴取試行の会の開催>

部会委員有志より、資料2-2をもとに次回の一般意見聴取試行の会の開催について提案があり、「1 決定事項」の通り決定した。

<琵琶湖部会意見のとりまとめ>

部会長より提案があり、「1 決定事項」の通り決定した。なお、作業部会の主な役割としては、以下の内容が確認された。

- ・提言や部会での議論をもとに原案に対する琵琶湖部会としての意見をまとめ、部会に提示する。
- ・意見が分かれているものについては、論点等を示して部会での議論を促す。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者2名から発言があった。主な意見は「3 主な意見」の通り。

3 主な意見

5/25に開催された琵琶湖部会一般意見聴取試行の会の報告

資料2-1「琵琶湖部会一般意見聴取試行の会(5/25)の報告」をもとに報告が行われ、参加した委員から意見が出た。

<主な意見>

- ・若者討論会は流域委員会では初めての試みであったが、若者らしい新鮮な意見が聞けて参考になった。
- ・大津市で開催したこともあり、参加者は京都や滋賀県南部の学生が多く、ダムに関する意見はあまり出なかった。今後、丹生ダムの地元の青年たちがダムをどのように考えているのか、丹生ダムの水を使う大阪市の若者がどう思っているのか等の意見を聴く機会を設けるべきではないか。
- ・委員会からの若者に対するメッセージが伝わってこないという意見があった。これは若者に限らず、女性や子供が議論に参加できないことの一因になっていると思う。ターゲットを決めて、それぞれのターゲットごとにメッセージを送ることの必要性を感じた。
- ・スケジュールがタイトで、広報が不十分だったため、参加者が普段から水や河川等のことを考えている人に偏り、反対意見があまり出ない「身内の会」の感があったのが反省点だ。次回は、実際に利害が関係している現場で討論会を開催していきたい。

「説明資料(第1稿)」「具体的な整備内容シート(第1稿)」および「4/21および5/16委員会でのダムに関する説明資料」に関する意見交換

<主な意見>

審議の進め方について

- ・第1稿に対する議論や評価が十分でない。部会としての意見をまとめていくためには、第1稿に対して、個別かつ具体的に意見を言っていかななくてはならない。特に、時間的制約を考慮

ると、具体的な議論を優先させるべきではないか。

他の部会での議論を踏まえ、全体の中で、琵琶湖部会で検討すべき重要な点に絞って議論するためのスケジュール、方法を考える必要がある。

河川管理者の考え方の枠組みそのものを変えようという発想が必要ではないか。治水、利水、環境に分けて1つずつ話をしていっても、提言で目指しているものには行き着かないと思う。また、具体的に意見を述べるためには、データを積み重ねて検討する必要があるため、時間がかかるのではないか。

第1稿の項目に沿って、個別的に意見を述べていくと、提言で重要だと述べているにも関わらず第1稿に記載されていない部分を見逃すおそれがある。第1稿全体を提言と比較しながら検討する必要がある。

提言と整備計画との全体的な整合性についての検討と、各項目別の具体的な議論とを平行して行うべきである。(部会長)

- ・ 今後は、環境と治水の両面から、琵琶湖の湖辺域をどう考えていくかがポイントとなる。例えば、「琵琶湖と水田の連続性の回復」と「沿岸の治水対策」をドッキングできないかと考えている。例えば、水田の浸水被害の一方で、琵琶湖と水田の連続性が回復し、魚類の産卵が促進されて環境面でのメリットが生まれることに對し補償するといったことを政策として位置付けられないか。
- ・ 夏期の琵琶湖の急激な水位低下の大きな原因は、1992年の瀬田川洗堰の操作規則の変更にある。水位低下の緩和に対するダムの有効性を説明する前に、まずは、操作規則を元に戻した場合の水位シミュレーションをして頂きたい。その際には、沿岸域には生産調整によって米を作れない水田があり、これに遊水地的な役割と魚類の産卵場所としての役割を与えるといったことを考慮して頂きたい。
- ・ 治水対策は、現場のソフトと連携して実施して頂きたい。地元では洪水経験を持っている人が少ないので、若い人や子どもたちが洪水の時にどのように対処すればいいのかを伝える必要がある。第1稿の12ページに記載されている「意識の啓発」に、「世代間の洪水被害の伝承」を追加して頂きたい。
- ・ 滋賀県は淡海の川づくり検討委員会で県の管理している地域の河川整備のあり方を検討している。自治体との連携を深めるためにも、淡海の川づくり検討委員会と流域委員会の委員同士で話し合う機会をつくってもよいのではないかと考えている。

淡海の川づくり検討委員会と流域委員会の委員の有志による試行の会を開催してはどうかと考えている。淡海の川づくり検討委員会にはまだ何の相談もしていないが、淡海の川づくり検討委員会の委員長である江頭部会長代理からは、そのような話があれば歓迎したいとの返事を頂いている。もし開催されることになれば、委員の方々には、是非ご参加頂きたい。(部会長)

滋賀県としては、そのような話はまだ聞いていない。今後、内部で検討していくこと



になると思うが、直轄区間との関連で調整を要するような事があれば、整備計画をつくる主体である国土交通省から話があるものと考えている。(滋賀県)

両委員会の有志が集まって会を持つということであれば、河川管理者の出席は必須ではないと思っている。(部会長)

国と県の行政権限の問題があるかとは思いますが、淡海の川づくり検討委員会の中には、水防の方や漁協の方や子どもたちが積極的に参加しているところもあるので、情報交換をしていく必要があるだろうと思っている。

淡海の川づくり検討委員会として開催するという事になれば、規定にそって開催する必要がある。(滋賀県)

ダムについて

- ・ 理想はダムに全く依存しない治水だが、現実的には不可能である。ダムが必要不可欠である場合に提言の治水の考え方をどのように反映すればいいか。治水部会の議論も考慮して、琵琶湖部会として論点を絞って議論を固めていかなければならない。
- ・ ダムの目的を変更する場合には、そのプロセスおよび社会的合意の再形成のあり方について議論が必要だ。コストアロケーションの問題等を考えると、公共事業の目的をそう簡単に変えることはできないのではないかと。
- ・ 河川管理者の説明では、ダムを有効としながらも、利水の需要精の査確認等が終了していないので今後も調査検討を続けるとしていた。丹生ダムと大戸川ダムについては、琵琶湖の水位低下の緩和、河川生態系の再生、洪水対策といった点からその建設が有効だとしていたが、いずれも検討が不十分であった。
利水の需要の精査確認は現時点では完了していないが、当然、この精査確認が終わっていないければ、ダム計画は固まらない。(河川管理者)
- ・ ダムは、湖岸の生態系の回復の点からその建設が有効だと説明されていたが、生態系の回復を目的とするならば、環境全体の回復を目的としないといけない。河川管理者の説明は、科学的な根拠に基づいた説得性のある説明ではなかった。琵琶湖にとって非常に重要な湖底環境についてもう少ししっかりした見直しや不可逆的な影響が出ないと強い確信を持って言えるレベルでないと、課題として残るのではないかと。ダムが与えるプラス面とマイナス面の影響をトータルで考慮し、長期的な琵琶湖への影響を検討すべきだ。
丹生ダムからの補給水による水位低下抑制の効果とそれが自然環境に及ぼす影響について、今後調査検討しなければならないこととして挙げている。(河川管理者)
- ・ 河川法の改正を受けて、ダムだけではなく他の計画についても自然環境保全の目的を追加したということであれば評価するが、その自然環境保全がどういうことなのかは吟味が必要である。同時に、他の目的についても、例えば利水目的が不必要になったのか、不必要ではないが今後の需要を鑑みて考えていくのかといったことも記述しなければならない。(部会長)
- ・ ダム建設の目的を利水から環境保全に転換するのであれば、ダム周辺の環境保全と地域のこれからの暮らしを考えていかなければならず、国土交通省だけでは無理なのではないか。各省庁横断型のプロジェクトとすべきだが、国土交通省が他省庁とどのように連携していくのか、全く見えない。

- ・琵琶湖は県の管理区域であり、その琵琶湖の環境保全のために丹生ダム建設によって国土交通省が取り組んでいくという点には、期待している。今後、具体的なプランを聴かせて頂きたいと思っている。
- ・河川管理者の丹生ダムの代替案の検討が不十分である。特に治水対策についての代替案が不十分であった。また、琵琶湖の水位低下を緩和するために、ダムからの補給以外にどのような手段が考えられるのかを示して頂きたい。
水位低下の緩和するための方法に関しては、前回の委員会で説明したと考えている。また、治水対策の代替案については、滋賀県の淡海の川づくり検討委員会で検討されている。結果が出れば、流域委員会に説明する。(河川管理者)

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者2名から発言があった。

- ・委員会に寄せられたダム建設に賛成する趣旨の一般からのご意見について補足説明を求める委員の発言があったが、意見を送った本人は姉川河口で漁業を営んでおり、ダム建設による流量の回復に期待していると聞いている。
- ・資料3-3のP4で、『自然が自然を、川が川をつくる理念を具体化していくための指標をつくるべき』とあるが、この評価基準等を議論し委員会として統一見解を出すべきである。



以上

説明及び発言内容については、現在確認中であるため、随時変更する可能性があります。
なお、議事内容の詳細については「議事録」をご確認下さい。
最新の結果概要及び議事録は、ホームページに掲載しております。

第22回・23回琵琶湖部会の資料より抜粋

第22回・23回琵琶湖部会では、「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」をもとに、意見交換が行われました。以下に、資料より一部を抜粋して掲載いたします。

はじめに、河川整備の基本的な考え方

3章 河川整備の基本的な考え方

3. 河川整備の基本的な考え方

淀川下流部の低平地は、日本でも有数の人口・資産が集積した京阪神地域を擁している。また、宇治川、桂川および木津川並びに猪名川には、狭窄部が存在し、その上流部の近江平野、亀岡盆地、上野盆地、多田盆地には、多くの人々が生活している。また、宇治川の上流には、わが国が世界に誇る琵琶湖がある。このような特徴を有する河川は、全国に例を見ない。

1) 下流低平地等の洪水氾濫原における市街化の進展に対処するため、堤防の構築、河床の掘削や洪水調節のためのダム建設等の河川整備が行われ、洪水氾濫の頻度は確実に減少した。

しかし、連続堤防によって守られた地域に、人口・資産が集中しているが、かならずしも洪水に対して万全ではなく、ひとたび破堤が生じると人命被害、家屋の損壊、ライフラインの途絶等といった被害を受ける恐れがある。さらに、破堤による被害の深刻さ(被害ポテンシャル)は現在も増加し続けている。

また、狭窄部の上流部は、洪水による浸水常襲地帯となっている。しかし、狭窄部は下流への洪水の急激な下流を抑制しており、その処理の如何によっては、上流に治水上の効果をもたらす反面、下流の治水安全度を大きく引き下げるといった問題が発生する。これらの問題をいかに解決し、上下流の治水安全度を向上するかが四つの河川に共通する課題である。

2) 琵琶湖の生い立ちは、数百万年もさかのぼり、多様な固有種を有する豊かな生態系を形成してきた。

一方、琵琶湖の水は、湖周辺のみならず、下流京阪神の水道用水や工業用水に利用され、流域の人々の生活や経済発展を支えてきた。これは下流で水を利用するための琵琶湖の人工的水位変動によってもたらされたものであり、それが琵琶湖の環境変化の一つの要因ともなっている。このため河川環境の観点から琵琶湖の水位を水利用との調和を図りつつ、できるだけ保持することが求められている。

3) 高度経済成長期以降、急激な社会の変化にとも

ない、実施されてきたダムや堰等による水資源開発施設の建設や洪水対策のための河川整備は、流域の開発と相まって、河川的环境や生態系に影響を与えていることも事実である。また、ダムの建設は広範囲にわたる水没を伴い地域社会に大きな影響を与えた。

4) わたしたちは安全で快適で豊かに暮らすため、流域の中で水循環系にさまざまな変化を与えてきた。すなわち、自由奔放な川の流れを改変し、これをせき止め、取水・浄化して利用し、その水は下水道を通して川に戻している。さらに、都市流域においては地表を住宅やアスファルト舗装で覆い、洪水の流出形態まで変えてしまった。

このように水循環系に対して、変化を与えるあらゆる人間活動が、河川の治水、利水のみならず環境にまで影響を与えている。

5) 河川敷の利用については、沿川の市街化並びに人口増加に伴い、河川敷以外でも設置可能なグラウンド等のスポーツ施設が整備され、これらが河川的环境や生態系へ影響を与えてきた。

6) 以上のような治水、利水、環境、利用の課題に対して、河川管理者のみによる河川内での対応には限界がある。従って、流域的視点に立って、流域のあらゆる関係者が連携協力し、健全な水循環系の確保に向けた努力を積み重ねることを前提に、以下を基本に据えて淀川水系の河川整備計画を策定する。この際、既存の計画にとらわれることなく、柔軟に見直しを行う。

洪水被害の頻度のみならず、その深刻さを軽減する施策をハード、ソフト両面にわたって推進するが、狭窄部下流の治水安全度を損なわないで上流の安全度の向上を図る。

水需要予測の見直しを踏まえ、既存水資源開発施設の運用や新規施設の計画の内容を見直す。また、利水者や関係自治体と連携し、水需要の抑制を図る。

河川環境にこれまで及ぼしてきた影響を真摯に受け止め、河川環境の修復を図る。

河川の利用については、利用者の理解を得ながら「河川環境の保全を基本とした利用の促進」と「河川環境を損なう利用の是正」を図る。

琵琶湖部会に関連すると
考えられる部分

計画策定

4章 河川整備の方針

4. 河川整備の方針

4.1 計画策定、実施のあり方

4.1.1 対象範囲

本計画では、淀川水系の指定区間外区間（大臣管理区間）を計画対象とする。ただし、計画策定上必要となるその他の区間、流域についても言及する。

現行指定区間外区間一覧表等

4.1.2 対象期間

本計画の対象期間は、概ね20～30年間とする。

4.1.3 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携

今後の河川整備計画の推進にあたっては、住民活動団体や地域に密着した組織との連携を積極的に行っていく。その際、双方はお互いの責任、役割分担等を常に確認し、河川に関する情報の積極的な提供と収集に努める。また、合意形成を目指して、それらの組織を活かした公正な仕組みを検討する。

また、関係省庁、自治体等と連携が必要となる事項については、事前に周知な調整を図るが、その中で明らかになった問題点や課題等については、広く一般に公開して、地域住民にその連携施策の妥当性の判断材料を提供する。

5章 具体の整備内容

5. 具体の整備内容

5.1 計画策定・推進

5.1.1 計画の進捗チェック、見直しを行う組織
計画の進捗チェック、見直しを行う組織として、淀川水系流域委員会を継続

5.1.2 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携

地域固有の情報や知識に精通した住民団体や地域に密着した組織等から人選し、河川レンジャーとして河川・環境学習の指導等を試行的に依頼（計画-1）
河川レンジャーの活動拠点として、当面は、既設設備である淀川資料館、河川公園管理所、水のめぐみ館、遊水スイスイ館等を試行的に活用（計画-2）

本整備計画の実施にあたっては、琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)や、洪水被害ポテンシャル低減方策協議会(仮称)等の場において、相互に連携した総合的な取り組みを検討

河川環境

4章 河川整備の方針

4.2.1 河川形状

今後の河川改修は周辺の地形を考慮し、横断方向及び縦断方向の連続性の修復を目指すとともに、瀬と淵が形成されるなど、多様な形状を持つ河道の復元を図る。

そのため、瀬と淵、砂州などの河川形状や自然が創り出した狭窄部はできるだけ人為的な手を加えずに保全する。

横断方向においては、堤防の緩傾斜化や高水敷から水辺への形状をなだらかにするための高水敷の切り下げや生物の生息・生育環境に大切な水辺

5章 具体の整備内容

5.2.1 河川形状

(1)モニタリングの実施及び生態系の評価
1)横断方向及び縦断方向の河川形状の修復に伴う、生物の生息・生育環境のモニタリング及び評価（環境-1）

(2)横断方向の河川形状の修復
原則として、堤防強化を行う箇所において、併せて河川形状の修復を実施

淀川 庭窪地区の継続実施（環境-2）

以下の箇所において、堤防強化に先行して修復

4章 河川整備の方針

移行帯を設けるなど良好な水辺の再生を図るため、水際の改善を行う。

縦断方向においては、生物の遡上や降下が可能になる河川横断工作物の改築・新設を検討する。また、堤内地側の樹林帯については、生物の生息・生育環境、移動区間として重要であることから整備を図る。

5章 具体の整備内容

を実施、または検討

1)横断方向の河川形状の修復の実施

ワンド・たまり

淀川 楠葉地区、牧野地区（環境-3- ~ ）

ヨシ原

淀川 鶴殿地区（環境-4）

水辺移行帯

淀川 赤川地区（環境-5）

瀬田川 名神高速下流～瀬田川洗堰区間（環境-6）

木津川 上津屋地区（環境-7）

琵琶湖 家棟川地区（環境-8）

汽水域干潟・ヨシ原

淀川 海老江地区、西中島地区（環境-9- ~ ）

2)横断方向の河川形状の修復の検討

ワンド・たまり

淀川 唐崎地区(芥川合流部)（環境-10）

水辺移行帯

淀川 水無瀬地区、前島地区（環境-11- ~ ）

野洲川 河口部（環境-12）

猪名川 下加茂地区（環境-13）

汽水域干潟・ヨシ原

淀川 大淀地区（環境-14）

内湖、湿地帯

琵琶湖 調査・試験施工（環境-15）

(3)縦断方向の河川形状の修復

1)縦断方向の河川形状の修復の実施

現状の井堰における魚類の遡上・降下に配慮した構造改善の実施

淀川 淀川大堰（環境-16）

2)縦断方向の河川形状の修復の検討

現状の井堰、落差工などにおける魚類の遡上・降下に配慮した構造改善の検討

淀川 毛馬水閘門（環境-17）

桂川 久我井堰、一の井堰、1号～6号井堰（環境-18- ~ ）

木津川 キトラ井堰、鹿高井堰、大河原発電所井堰、相楽発電所井堰（環境-19- ~ ）

野洲川 落差工（環境-20）

猪名川 大井井堰、三ヶ井井堰、高木井堰、久代北台井堰、上津島床固、池田床固（環境-21- ~ ）

河川と支川との生態系の連続性確保のための構造改善の検討

4章 河川整備の方針	5章 具体の整備内容
<p>4.2.2 水位</p> <p>河川環境及び琵琶湖の湖岸環境を改善するための水位変動や攪乱の増大を図る観点から、治水・利水への影響を考慮した上で、淀川大堰や瀬田川洗堰などの運用の見直しを検討する。</p> <p>また堰による水位変動にあわせたワンドや水辺移行帯などの保全及び再生や、高水敷を切り下げ、相対的に地盤と水位を近づけることによるヨシ原の保全など、河川形状の修復を実施する。</p> <p>堰の水位操作の見直しに際しては、生態系などの調査を実施し、問題点など実態を把握のうえ、試験運用を行いながら、モニタリング及び評価を実施する。</p> <p>特に琵琶湖については、治水・利水への影響を踏まえた上で、琵琶湖周辺の環境を考慮し、生物の生息・生育環境を保全及び再生するための水位操作について検討する。</p> <p>4.2.3 水量</p> <p>できるだけ自然流況に近い流量が流れるように、治水・利水への影響を考慮した上で、ダム・堰等の運用を改善し、水位変動や攪乱の増大等を図るための検討を行う。</p> <p>淀川大堰下流においては、汽水域の環境を考慮し、必要な維持流量を検討する。</p> <p>また瀬田川洗堰・天ヶ瀬ダムの下流においては、洪水のあと急激な水位低下が生じないような運用操作を検討した上で、実施する。</p> <p>なお、河川の攪乱機能の復元に向けた試験放流において、モニタリング及び評価を行う。</p>	<p>猪名川 空港川合流部、余野川合流部 (環境-22- ~)</p> <p>既設ダムにおける魚類の遡上・降下に配慮した構造改善の検討</p> <p>瀬田川・宇治川 瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダム (環境-23- ~)</p> <p>木津川 高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム(環境-24- ~)</p> <p>桂川 日吉ダム(環境-25)</p> <p>猪名川 一庫ダム(環境-26)</p> <p>5.2.2 水位</p> <p>(1) 平常時に、低い水位を維持するとともに出水変動に応じた水位操作の試行 淀川 淀川大堰(環境-27)</p> <p>(2) 生物の生息・生育環境を保全及び再生するための水位操作の検討 瀬田川 瀬田川洗堰(環境-28)</p> <p>(3) 横断方向の河川形状の修復 (5.2.1 河川形状にて掲載)</p> <p>5.2.3 水量</p> <p>(1) 水位変動や攪乱の増大を図るための、ダム・堰の運用に関する検討及び試験運用の実施 淀川 淀川大堰(環境-29) 瀬田川・宇治川 瀬田川洗堰(環境-30)、天ヶ瀬ダム(環境-31) 木津川 高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム(環境-32- ~) 桂川 日吉ダム(環境-33) 猪名川 一庫ダム(環境-34)</p> <p>(2) 維持流量の諸調査の実施、及び検討 新淀川(環境-35)</p>

4章 河川整備の方針	5章 具体の整備内容
<p>4.2.4 水質</p> <p>河川水質の改善のためには、河川内での浄化対策には限界があり、流域から河川へ流入する汚濁負荷を減少させる対策を強力に進めなければならない。</p> <p>そのため、生態系から望ましく、安心して水辺で遊べ、水道水源としてより望ましい河川水質等を新たな目標として設定し、監視を強化するとともに、自治体、関係機関、住民と連携して河川への流入総負荷量管理を図るための組織の設立を検討する。</p> <p>水質事故対応のため、即時的な水質監視体制の強化や地域住民による細かな水質モニタリングの支援体制を確立する。</p> <p>また、琵琶湖、ダム湖、河川の水質保全対策についても、汚濁メカニズムの調査検討を踏まえながら、各種の対策に継続的に取り組む。</p> <p>さらに、ダム放流水の水温についても、下流への影響を勘案して改善対策を実施する。</p> <p>なお、下水排水や汚濁流入支川を本川と分離して流す流水保全水路については、既存施設において分離の効果などについて引き続き調査、検討を行う。</p> <p style="text-align: center;">⋮ (後略) ⋮</p>	<p>(3) 下流における急激な水位低下が生じないダム・堰の運用操作の実施 瀬田川・宇治川 瀬田川洗堰(環境-36)、天ヶ瀬ダム(環境-37)</p> <p>5.2.4 水質</p> <p>(1) 下記の事項について、検討・実施する自治体、関係省庁、住民代表から構成される琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)の設立の検討(環境-38)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 水質の流域内監視体制の整備 2) 河川流入総負荷量管理の実施方針 3) 積極的な住民参加を促すための取組 4) 水質事故の防止・対処の取組の強化 <p>(2) 琵琶湖の水質保全対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 水辺移行帯(内湖・湿地を含む)復元のための調査・検討・試験施工の実施(環境-39) 2) 家棟川ピオトープ整備及びそのモニタリングの継続実施(環境-40) <p>(3) ダム湖の水質保全対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 選択取水の実施 布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム(環境-41- ~) 2) 選択取水施設の検討 高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム(環境-42- ~) 3) 深層曝気の実施 高山ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム(環境-43- ~) 4) 深層曝気の検討 青蓮寺ダム、室生ダム(環境-44- ~) <p>(4) 河川の水質保全対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 流水保全水路整備事業については、継続して調査及び検討(環境-45) 2) 底質モニタリングを実施し、有害化学物質対策や底質改善対策を検討 淀川の汽水域、湛水域(環境-46) <p style="text-align: center;">⋮ (後略) ⋮</p>

ダム

4章 河川整備の方針

4.6 ダム

4.6.1 ダム計画の方針

治水、利水面からダムの効用は大きい。しかし水没を伴い、河川環境を大きく改変することも事実である。

他に経済的にも実行可能で有効な方法がない場合において、ダム建設に伴う社会環境、自然環境への影響について、その軽減策も含め、他の河川事業にもまして、より慎重に検討した上で、妥当と判断される場合に実施する。

淀川水系の特性に鑑み、特に以下の事項について留意する。

- ・琵琶湖における急速な水位低下が生態系に及ぼす影響
- ・狭窄部等の開削は当面実施しないことによる狭窄部上流部の当面の浸水被害軽減
- ・近年頻発している渇水に対する安全度の確保
- ・既存ダム群の再編成

4.6.2 既設ダム

- ・魚類等の遡上や降下が容易にできる施設について検討する。
- ・できるだけ自然流況に近い流量が流れるように、治水・利水への影響を考慮した上で、ダムの運用を改善し、水位変動や攪乱の増大等を図るための検討を行う。
- ・ダム湖の水質保全対策については、汚濁メカニズムの調査検討を踏まえながら、各種の対策に継続的に取り組む。
- ・土砂移動の連続性を確保するための方策を講じ、河床の改善や復元を図るよう検討する。
- ・ダムの放流水の水温については、下流への影響を勘案して改善対策を実施する。
- ・ダム貯水池法面の裸地の緑化対策に取り組む。
- ・ダム放流時における下流の安全確保対策の充実に図る。
- ・容量の再編成を行い、既設ダムの治水機能の増大を検討する。

5章 具体の整備内容

5.6 ダム

5.6.1 既設ダム

- (1) 非洪水期から洪水期の移行期間等において攪乱機能を発生させる放流方式を検討(ダム-1)
- (2) ダムのデータの情報公開・広報、わかりやすい放流警報の工夫、監視カメラの設置などの整備を実施(ダム-2)
- (3) 老朽化施設の補修を実施(ダム-3)
- (4) 下流に急激な水位低下が生じないダムの運用操作の実施
 - ・天ヶ瀬ダム(環境-37)
- (5) 既設ダムにおける魚類等の遡上・降下に配慮した構造改善の検討
 - ・天ヶ瀬ダム(環境-23)
 - ・高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム(環境-24)
 - ・日吉ダム(環境-25)
 - ・一庫ダム(環境-26)
- (6) ダム湖の水質保全対策
 - 1) 選択取水の実施
 - 布目ダム(環境-41)、比奈知ダム(環境-41)、日吉ダム(環境-41)、一庫ダム(環境-41)
 - 2) 選択取水施設の検討
 - 高山ダム(環境-42)、青蓮寺ダム(環境-42)、室生ダム(環境-42)
 - 3) 深層曝気の実施
 - 高山ダム(環境-43)、布目ダム(環境-43)、比奈知ダム(環境-43)、日吉ダム(環境-43)、一庫ダム(環境-43)
 - 4) 深層曝気の検討
 - 青蓮寺ダム(環境-44)、室生ダム(環境-44)

—ダム—

4章 河川整備の方針

4.6.3 各ダムの整備の方針

ダム計画の方針に基づき、各ダム毎に以下の事項を踏まえて計画の内容を見直す。

- (1) 大戸川ダム
 - 1) 大戸川等における洪水被害の軽減を図る。
 - 2) 利水について、水需要を精査、確認する。
 - 3) その上で、必要に応じて他ダムとの容量再編を検討する。
- (2) 天ヶ瀬ダム再開発
 - 1) 琵琶湖周辺等の洪水被害の軽減を図る。放流能力の増強に当たっては既存施設の有効利用を検討する。
 - 2) 利水について、水需要を精査、確認する。
- (3) 川上ダム
 - 1) 岩倉峡上流部上野地域等における洪水被害の軽減を図る。
 - 2) 利水について、水需要を精査、確認する。
- (4) 丹生ダム
 - 1) 滋賀県と調整し高時川・姉川の洪水被害の軽減を図る。
 - 2) 琵琶湖における急速な水位低下が生態系に及ぼす影響を軽減するための容量の確保を検討する。
 - 3) 利水について、水需要を精査、確認する。
- (5) 余野川ダム
 - 1) 猪名川における洪水被害の軽減を図る。
 - 2) 利水について、水需要を精査、確認する。
 - 3) その上で、必要に応じて他ダムとの容量再編を検討する。

5章 具体の整備内容

(7) 土砂移動の連続性確保

- ・天ヶ瀬ダム(環境-47)
- ・高山ダム(環境-48)、青蓮寺ダム(環境-48)、室生ダム(環境-48)、布目ダム(環境-48)、比奈知ダム(環境-48)
- ・日吉ダム(環境-49)
- ・一庫ダム(環境-50)

(8) ダム貯水池の法面における裸地対策の試験施工の実施

- ・高山ダム(環境-66)
- ・一庫ダム(環境-67)

(9) 既設ダム群の再編成の検討

- 治水容量の増大を図るため、利水容量の他ダムへの振り替えを検討する。
- ・日吉ダム(保津峡上流部の浸水被害の軽減)
 - ・一庫ダム(多田地区の浸水被害の軽減)

5.6.2 各ダムの整備内容

- (1) 大戸川ダム
- (2) 天ヶ瀬ダム再開発
- (3) 川上ダム
- (4) 丹生ダム
- (5) 余野川ダム

(なお、上記ダムの計画内容の見直しについてはできるだけ早期に完了し、河川整備計画原案に反映させる予定である。)

これまで開催された会議等について

第23回琵琶湖部会(平成15年6月10日)までに、以下の会議が開催されています。

委員会		琵琶湖部会		淀川部会		猪名川部会	
第1回 第6回	平成13年開催	第1回 第8回	平成13年開催	第1回 第10回	平成13年開催	第1回 第6回	平成13年開催
第7回	H14/2/1(金)	第9回	H14/1/24(木)	第11回	H14/1/26(土) (意見聴取の会含む)	第7回	H14/1/18(金)
第8回	H14/2/21(木)	第10回	H14/2/19(火) (意見聴取の会含む)			第8回	H14/1/27(日) (意見聴取の会含む)
第9回	H14/3/30(土) (意見聴取の会含む)	第11回	H14/3/13(水)	第12回	H14/2/5(火)	第9回	H14/2/15(金)
第10回	H14/4/26(金)	第12回	H14/4/7(日)	第13回	H14/3/14(木)	第10回	H14/3/4(月)
第11回	H14/5/15(水)	第13回	H14/5/12(日)	第14回	H14/4/5(金)	第11回	H14/6/11(火)
第12回	H14/6/6(木)	第14回	H14/6/4(火) (現地視察)	第15回	H14/5/27(月)	第12回	H14/7/11(木)
第13回	H14/7/30(火)	第15回	H14/6/17(月)	第16回	H14/6/24(月)	第13回	H14/8/20(火)
第14回	H14/9/12(木)	第16回	H14/7/4(木)	第17回	H14/7/31(水)	第14回	H14/10/1(火)
第15回	H14/12/5(木)	第17回	H14/8/8(木)	第18回	H14/9/24(火)	第15回	H14/10/17(木)
第16回	H15/1/17(金)	第18回	H14/10/3(木)	第19回	H14/10/29(火)	第16回	H14/11/8(金)
第17回	H15/1/24(金)	第19回	H14/11/9(土)	第20回	H14/12/13(金)	第17回	H14/12/12(木)
第18回	H15/2/24(月)	第20回	H14/12/14(土)				
第19回	H15/3/27(木)	第21回	H15/1/29(水)				
第20回	H15/4/21(月)	第22回	H15/5/19(月)				
第21回	H15/5/16(金)						
環境・利用部会		治水部会		利水部会		住民参加部会	
第1回	H15/3/8(土)	第1回	H15/3/8(土)	第1回	H15/3/8(土)	第1回	H15/2/24(月)
第2回	H15/3/27(木)	第2回	H15/3/27(木)	第2回	H15/3/27(木)	第2回	H15/3/27(木)
第3回	H15/4/10(木)	第3回	H15/4/10(木)	第3回	H15/4/14(月)	第3回	H15/4/11(金)
第4回	H15/4/17(木)	第4回	H15/4/14(月)	第4回		第4回	H15/4/18(金)
第5回	H15/5/29(木)			第5回		第5回	H15/5/27(火)
その他	設立会	H13/2/1(木)		シンポジウム		H14/6/23(日)	
	発足会	H13/2/1(木)		拡大委員会		H14/11/13(水)	
	第1回 合同懇談会	H13/2/1(木)		提言説明会		H15/1/18(土)	
	第1回 合同勉強会	H14/4/11(木)					

琵琶湖部会 委員リスト

2003.6.10現在
(五十音順、敬称略)

	氏名	対象分野	所属等	備考(兼任)
1	井上 良夫	地域の特性に詳しい委員 (水辺の遊び)	BSCウォータースポーツセンター校長	環境・利用部会
2	江頭 進治 (部会長代理)	河道変動	立命館大学理工学部 教授	環境・利用部会 治水部会
3	嘉田 由紀子	地域・まちづくり(環境社会学、 文化人類学、住民参加論)	京都精華大学 教授 滋賀県立琵琶湖博物館 研究顧問	住民参加部会
4	川那部 浩哉 (部会長)	生態系	京都大学 名誉教授 滋賀県立琵琶湖博物館 館長	治水部会
5	川端 善一郎	生態系	京大大学生態学研究センター 教授	環境・利用部会
6	倉田 亨	農林漁業	近畿大学 名誉教授 京都府内水面漁場管理委員会 会長	環境・利用部会
7	小林 圭介	植物(植物社会学)	滋賀県立大学 名誉教授、 永源寺町教育委員会 教育長	環境・利用部会
8	宗宮 功	水質(水質工学)	京都大学 名誉教授、 龍谷大学 教授	環境・利用部会
9	寺川 庄蔵	地域の特性に詳しい委員 (自然・環境問題全般)	びわ湖自然環境ネットワーク 代表	環境・利用部会 利水部会
10	中村 正久	水環境 (環境政策、環境システム工学)	滋賀県琵琶湖研究所 所長	環境・利用部会
11	西野 麻知子	動物(陸水動物学)	滋賀県琵琶湖研究所 総括研究員	環境・利用部会 治水部会
12	仁連 孝昭	経済	滋賀県立大学環境科学部 教授	利水部会
13	藤井 絢子	地域の特性に詳しい委員	滋賀県環境生活協同組合 理事長	住民参加部会
14	松岡 正富	地域の特性に詳しい委員	滋賀県漁業青年部 理事、 朝日漁業協同組合 代表監事	環境・利用部会
15	水山 高久	治山・砂防	京都大学大学院農学研究科 教授	治水部会
16	三田村 緒佐武	環境教育 (水環境教育、生物地球化学)	滋賀県立大学環境科学部 教授	環境・利用部会 住民参加部会
17	村上 悟	地域の特性に詳しい委員 (鳥類生態、ラムサール条約)	琵琶湖ラムサール研究会 代表	利水部会 住民参加部会

注:対象分野欄の()は委員の専門を示しています。

配布資料リスト

第22回琵琶湖部会 配布資料

資料リスト		資料請求 No
議事次第		B22-A
資料1	委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）	B22-B
資料2-1	淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿) (庶務による琵琶湖部会関連箇所へのマーク入り)	B22-C
資料2-2	テーマ別部会の状況報告（開催状況、主な意見等）	B22-D
資料3	5月～7月の委員会、部会、運営会議の日程について	B22-E
参考資料1	委員および一般からのご意見	B22-F

第23回琵琶湖部会 配布資料

資料リスト		資料請求 No
議事次第		B23-A
資料1	委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）	B23-B
資料2-1	琵琶湖部会一般意見聴取試行の会（5/25）の報告	B23-C
資料2-2	淀川水系流域委員会琵琶湖部会一般意見聴取試行の会 企画素案 ：寺川委員からの提供資料	B23-D
資料3-1	淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿) (庶務による琵琶湖部会関連箇所へのマーク入り)	B23-E
資料3-2	今後の琵琶湖部会における検討について	B23-F
資料3-3	テーマ別部会の状況報告（開催状況、主な意見等）	B23-G
資料3-4	説明資料(第1稿)および具体的な整備内容シート(第1稿)の 琵琶湖部会に関連する部分についての具体的な意見、提案等	B23-H
資料4	5月～8月の委員会、部会、運営会議の日程について	B23-I
参考資料1	委員および一般からのご意見	B23-J
参考資料2	ダムに関する説明（第20、21回委員会）についての委員からの意見	B23-K
共通資料	ダムに関する説明資料＜第20回委員会（H15.4.21）および 第21回委員会（H15.5.16）に河川管理者より提出された資料＞	B23-L

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.22の「当日資料の閲覧・入手方法」をご覧ください。

配付資料及び提言の閲覧・入手方法

以下の方法で資料及び提言を閲覧、または入手することができます。ただし、以下の点にご注意下さい。
 ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
 ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

ホームページによる閲覧

配布資料及び提言は、ホームページで公開しております。

郵送

郵送による配布資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。（希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。）ご希望の方は、FAXまたは郵送、E-mailで庶務までお申し込みください。

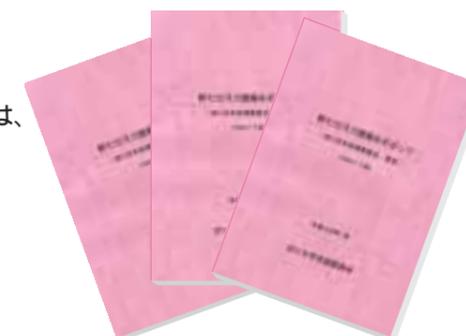
閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

「提言」の入手

「提言」の冊子を無料で差し上げます。冊子の送付を希望される方は、氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号と「提言希望」を明記のうえ、下記までご連絡ください。

頂いた個人情報については、上記資料及び提言の送付のみに使用させていただきます。



ご意見受付

淀川水系流域委員会ではみなさまのご意見を募集しています。

ホームページ、E-mailまたはFAXにてお寄せ下さい。

氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号をご記入のうえ、上記までお寄せ下さい。寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。

ご意見を公表する場合には、団体・会社名（または居住地）とお名前も公表いたしますので予めご了承下さい。ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表のみに使用させていただきます。

ホームページ <http://www.yodoriver.org>

E-mail k-kim@mri.co.jp

TEL 06-6341-5983

FAX 06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務
(株)三菱総合研究所 関西研究センター内

淀川水系流域委員会 琵琶湖部会ニュース No.22-23

2003年8月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター

研究員：新田、柴崎、水嶋

事務担当：桐山、森永、北林

〒530-0003 大阪市北区堂島2-2-2(近鉄堂島ビル7F)

TEL:(06)6341-5983 FAX:(06)6341-5984

E mail:k-kim@mri.co.jp

流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局 / 淀川河川事務所 / 琵琶湖河川事務所 / 大戸川ダム工事事務所 / 淀川ダム統合管理事務所 / 猪名川河川事務所 / 猪名川総合開発工事事務所 / 木津川上流河川事務所 / 水資源開発公団 関西支社 / 滋賀県 土木交通部河港課 / 京都府 土木建築部河川課 / 大阪府 土木部河川室 / 兵庫県 土木部河川課 / 奈良県 土木部河川課 / 三重県 伊賀県民局 等

* ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。